

第4章 都市計画公園・緑地見直しの基本的な考え方

1 見直しの方向性

(1)見直しの基本スタンス

長期未着手都市計画公園・緑地の見直しにおいては、その機能及び必要性等を明確化するとともに、既存ストックの活用も視野に入れた検証等を行い、「残す」区域と、「見直す」区域を明らかにした上で、必要に応じて都市計画を変更するものとします。

見直しに当たっては、本市のめざすべき将来都市像を示した『藤沢市都市マスタープラン』、本市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な考え方を示した『藤沢市緑の基本計画』に即するとともに、神奈川県が策定した『都市計画公園・緑地見直しのガイドライン』と整合を図ります。また、全ての市民の目線に立つ中、本市特有の地域性、歴史的経緯、まちづくりの方針等を踏まえ、概ね20年後の都市の姿を展望した上で見直しを行います。

(2)見直しの成果

本見直しにおいては、次の結果を得ることを成果とします。

存 続： 当該都市計画公園・緑地（区域）の必要性等が確認される中、周囲に代替先の適地が見込まれない場合

変 更： 当該都市計画公園・緑地（区域）の必要性等が確認される中、周囲に代替先の適地が見込まれる場合

廃止（一部廃止含む）：

当該都市計画公園・緑地（区域）の必要性等が確認されない場合や、周囲に存する担保性の高い都市公園等が代替性を有している場合

2 見直しの進め方

今後、進めていく具体的な見直しについては、次のフローに示す6ステップにて、見直しの結果を得るものとしますが、これらの内容を取りまとめた「見直しカルテ」を作成し、長期未着手都市計画公園・緑地ごとに検討を行うものとします。

また、検討段階においては、必要に応じて、庁内関係部署と連携を図るものとします。

ステップ1 上位計画における位置付け

- ・『藤沢市都市マスタープラン』及び『藤沢市緑の基本計画』等における位置付けの確認



ステップ2 見直し対象となる区域の選定

- ・長期未着手の区域を含む都市計画公園・緑地の抽出



ステップ3 機能と必要性の検証

- ・各公園・緑地に求められる機能を整理した上で、都市計画公園・緑地の必要性（身近な公園への未到達区域）を確認



ステップ4 実現性の検証

- ・上位計画、財源及び整備優先度の観点等から都市計画公園・緑地整備の実現性を確認



ステップ5 機能を代替する他の制度の検証

- ・代替可能な候補地の有無（同規模程度の空地等の存在、機能面からみた代替可能施設の存在）
- ・継続性・担保性の検証①（代替地における都市計画決定（公園・緑地）の可能性）
- ・継続性・担保性の検証②（公園緑地関係法令による継続性等の確保）



ステップ6 総合的判断の検証

- ・長期に渡る過度な建築制限等、各公園・緑地に係る特段の事情の確認



見直し結果

- ・「存続」、「変更」、「廃止（一部廃止含む）」の方針

(1) 上位計画における位置付け

本見直しに係る上位計画や関連するまちづくり計画等において、各見直し対象の都市計画公園・緑地がどのような位置付けを有するのか確認を行い、上位計画等と齟齬が生じないように見直しを進めます（主な計画は次のとおり）。

① 藤沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

本方針では、都市計画公園・緑地について、次のとおり、位置付けを行っています。

□ 藤沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

3 主要な都市計画の決定の方針

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

ウ 公園緑地等の整備

(ア) 住区基幹公園

徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができ、また防火、避難等災害の防止に資するよう地域特性を考慮しながら、街区公園、近隣公園、地区公園などを、人口密度、誘致圏等から適正に配置する。

(イ) 都市基幹公園等

多様化するレクリエーション需要に応え、それぞれの利用目的に応じた機能を十分に発揮するとともに、都市における分布の均衡を図り、水と緑のネットワークの核となるように、総合公園として、長久保公園、大庭城址公園を配置する。また新林公園は隣接緑地と連携して配置し、保全する。また、運動公園として、区域の南部に八部公園、北部に秋葉台公園を配置する。

(ウ) 特殊公園

南部海岸沿い高台に、風致公園として片瀬山公園を配置する。

(エ) 広域公園

湘南海岸部に湘南海岸公園を配置する。

(オ) 緑地等

河川沿いに引地川緑地、境川緑地を配置する。また良好な斜面緑地を有する樹林地等を緑地として配置し、保全を図る。

② 藤沢市都市マスタープラン

本マスタープランの全体構想では、公園・緑地に関連するものとして、次の項目を位置付けています（表-13）。

また、地区別構想（13 地区）におけるまちづくりの基本方針の中でも、それぞれの地区に応じて、公園・緑地に関する方針が位置付けられています。

表-13 藤沢市都市マスタープランにおける公園・緑地関連項目

都市づくりの基本方針（6つのテーマ）	項 目
3 低炭素社会構築にむけた都市づくり	市街地における緑の回廊づくり
	ピオトープネットワークの形成
	斜面緑地の保全
	里山の活性化と三大谷戸（川名清水、石川丸山、遠藤笹窪）における特性に応じた計画的な保全
	身近な生活空間の緑化促進と都市緑化の推進
4 災害に強く安全な都市づくり	公園・緑地等の整備・保全
5 美しさに満ちた都市づくり	緑と水の繋がりによる5つのベルトと「みどりの景観拠点」の景観形成の充実
	公園その他公共公益施設におけるバリアフリー化の推進
	長寿命化対策等の適切な施設更新の推進
	適正配置をめざした都市計画公園の見直しの検討

【出典】藤沢市都市マスタープランをもとに作成

③藤沢市緑の基本計画

本計画では、緑（公園・緑地）の有する機能に着目し、系統別の配置計画を位置付けています。

また、住区基幹公園、都市基幹公園及び特殊公園等について、個別に整備の方針等を示しています。

□藤沢市緑の基本計画

第5章 緑地の配置計画 5-3 系統別の配置計画
 緑のもつ防災機能、景観機能、環境保全機能、レクリエーション機能に着目し、その機能を効果的に発揮できるように、地域の特性や社会状況なども踏まえ、緑を系統的に配置します。

第6章 緑地の保全及び緑化の施策 (例)
 6-2 公園緑地などの整備・保全の推進
 (1) 都市公園
 ①住区基幹公園
 ①-1 街区公園・近隣公園

地域コミュニティ形成の場や災害時の一時避難場所などの役割を担うとともに市民に潤いと安らぎを与える身近な緑の空間として、未供用の都市計画公園の整備、公園が不足している地域及び1人当たりの住区基幹公園面積が少ない地区での優先的な整備につとめます。

(2)見直し対象となる区域の選定

本見直しの対象となる都市計画公園・緑地は前述（Ⅱ-2-(2)）のとおり、55か所、面積約24.34haの長期未着手都市計画公園・緑地（2015年（平成27年）4月1日現在）を予定しています（表-14、図-19）。

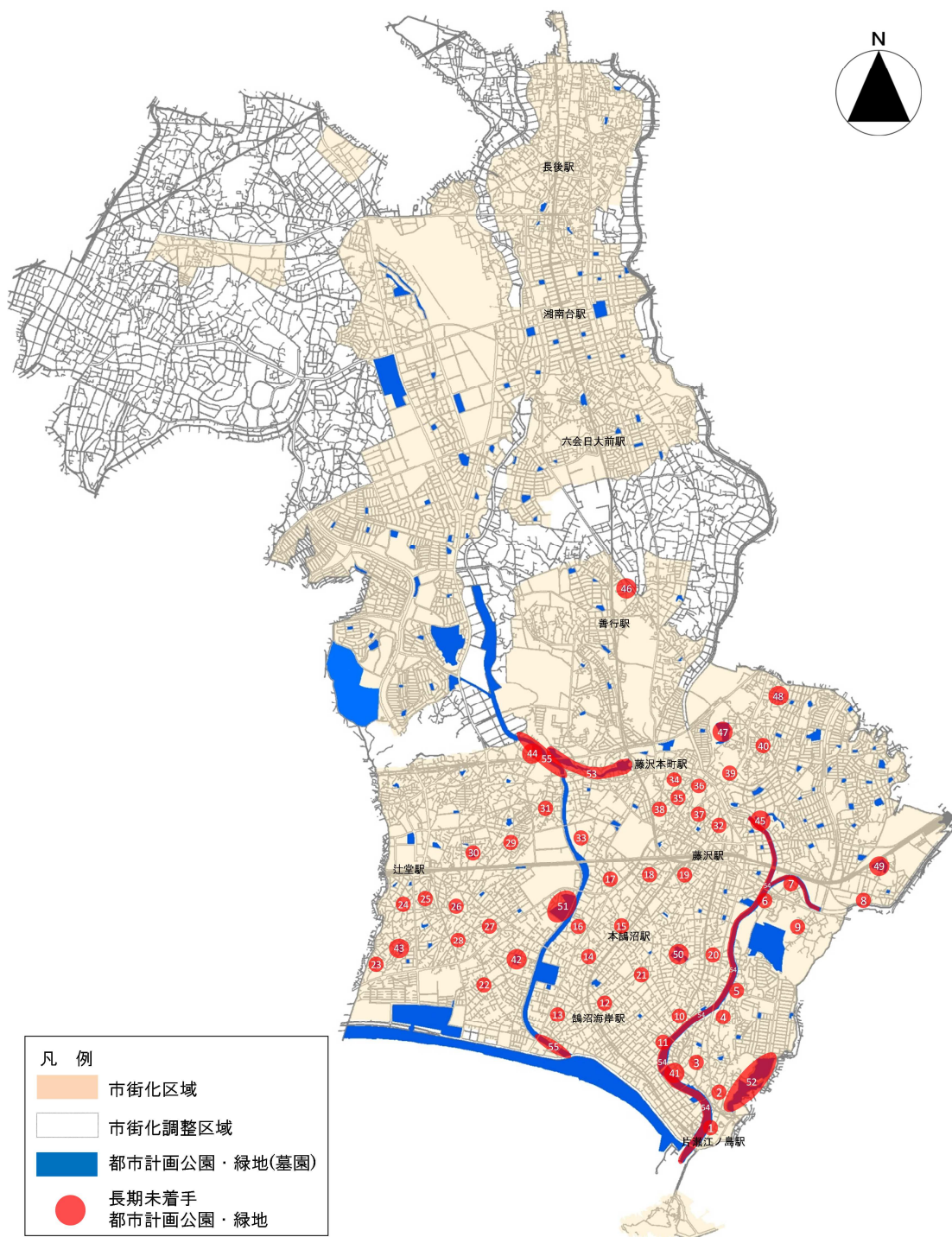
なお、今後、用地取得及び新規整備等により、「整備済」、「事業中」等の箇所数及び面積に変更が生じる可能性があります。適宜、見直し対象の確認を行い、最新の情報をもとに見直しを進めるものとします。

表-14 見直し対象都市計画公園・緑地（2015年（平成27年）4月1日現在）

管理No.	名称			種別	開設状況	管理No.	名称			種別	開設状況		
	番号	公園名					番号	公園名					
1	2	2	1	州花公園	街区	未	29	2	2	45	蛙池公園	街区	未
2	2	2	2	西行公園	街区	未	30	2	2	46	後山公園	街区	一部
3	2	2	3	西原公園	街区	一部	31	2	2	52	桜新道公園	街区	未
4	2	2	6	鎌倉道公園	街区	未	32	2	2	57	東横須賀公園	街区	未
5	2	2	7	宮畑公園	街区	未	33	2	2	60	西宮越公園	街区	未
6	2	2	8	原川名公園	街区	未	34	2	2	65	中横須賀公園	街区	一部
7	2	2	9	市場公園	街区	未	35	2	2	66	吉野町公園	街区	未
8	2	2	10	前河内公園	街区	一部	36	2	2	67	本藤公園	街区	未
9	2	2	11	通町公園	街区	未	37	2	2	68	入町公園	街区	一部
10	2	2	12	賀来公園	街区	未	38	2	2	69	南仲町公園	街区	未
11	2	2	13	下藤ヶ谷公園	街区	一部	39	2	2	76	遊行寺公園	街区	未
12	2	2	15	一木公園	街区	一部	40	2	2	77	大門公園	街区	未
13	2	2	16	高根公園	街区	一部	41	3	2	2	西方公園	近隣	一部
14	2	2	17	柳原公園	街区	未	42	3	2	3	太平台公園	近隣	一部
15	2	2	18	本鷓沼公園	街区	未	43	3	2	4	桜花公園	近隣	一部
16	2	2	19	下沢公園	街区	一部	44	3	2	6	柏山公園	近隣	一部
17	2	2	20	中井公園	街区	未	45	3	2	9	御所ヶ谷公園	近隣	一部
18	2	2	21	大東公園	街区	未	46	3	2	11	落合公園	近隣	未
19	2	2	22	花沢公園	街区	未	47	3	3	2	翠ヶ丘公園	近隣	一部
20	2	2	27	柳小路公園	街区	未	48	3	3	3	外原公園	近隣	一部
21	2	2	29	中岡公園	街区	未	49	3	3	4	宮前公園	近隣	未
22	2	2	32	北浜見山公園	街区	一部	50	3	3	5	桜小路公園	近隣	一部
23	2	2	33	勘久公園	街区	一部	51	5	4	1	長久保公園	総合	一部
24	2	2	34	堺田公園	街区	未	52	7	4	1	片瀬山公園	風致	一部
25	2	2	37	熊ノ森公園	街区	未	53			1	伊勢山緑地	緑地	一部
26	2	2	39	北町公園	街区	一部	54			3	境川緑地	緑地	一部
27	2	2	43	堂面公園	街区	未	55			4	引地川緑地	緑地	一部
28	2	2	44	出口公園	街区	未							

※一部：都市計画決定区域内の一部が整備済み(事業中含む)であるもの

未：都市計画決定区域内の全てが長期未着手であるもの



※ 図中の数字は、表-14 における管理 No. を示しています。

図-19 見直し対象都市計画公園・緑地（2015年（平成27年）4月1日現在）

(3)機能と必要性の検証

都市計画公園・緑地の機能は、前述（Ⅱ-1）のとおり、『藤沢市緑の基本計画』で整理をしている「防災」「景観」「環境保全」「レクリエーション」の4つの機能に着目して検証を行います。

また、これら4つの機能を更に細分化し、より詳細な機能分析を進める中、評価項目の設定を行います。なお、評価項目の設定に当たっては、本市の上位計画及び社会経済情勢等の変化に対応するとともに、できる限り分かりやすい指標となるよう、配慮を行います（表-15）。

表-15 機能の検証において想定される主な評価項目（参考例）

機能	評価項目
防災	住民の避難経路、避難場所（一時避難場所等）として必要か
	標高及び津波ハザードマップ等を考慮するなか、津波災害想定時における避難経路、避難場所（一時避難場所等）として利用可能か
	周辺に木造密集地などの延焼危険度の高い地域や消防活動困難区域があるか
	都市計画公園・緑地に接続する道路は、緊急車両等の通行が出来る程度の幅員を有しているか
	瓦礫の置きさや応急的な仮設住宅の建設地として十分な広さがあるか
景観	『藤沢市景観計画』で定められた主要要素と接するなど、景観形成に重要な役割を担う公園か
	都市計画公園・緑地の区域内に歴史文化等に関連した地域の守るべき景観資源があるか
	自然的な景観が少ないなど、周辺地域の需要に貢献するものか
	駅前や幹線道路などの人通りの多い場所に計画されており、良好な街なみを形成することにつながるか
環境保全	周辺の住生活環境の向上に必要なものか
	自然とのふれあいの場の提供など、環境教育フィールドとしての整備に貢献するものか
	新たな緑陰空間の提供やヒートアイランド現象の緩和等に寄与するものか
	周辺の河川や農地、樹林地とのネットワーク形成に寄与するか
	生きものの生育、生息、移動空間の保全・創出に寄与するものか
	過去の調査等により、希少な生きものの生息、生育が確認されているか
レクリエーション	都市計画公園・緑地の整備は、観光振興に貢献するものか
	近隣住民の遊び場やスポーツ広場等、地域の需要に寄与するものか
	憩いや癒し効果を目的としたものであり、都市計画公園・緑地の整備は圏域の少子高齢化動向や利用者層の傾向に対応した施設（遊歩道、休憩施設等）として、地域需要に貢献するものか
	圏域の福祉施設入所者や高齢者等の心身の健康増進や生きがいづくりに貢献するものか
	防犯や地域のコミュニティ活動、市民活動の活性化に寄与するか

都市計画公園・緑地の必要性については、求められる機能及びまちづくりとの整合等を整理した上で、必要性を検証します（表-16）。

『藤沢市緑の基本計画』では、リーディングプロジェクト（優先的かつ重点的な事業）の1つとして、「身近な公園への未到達区域の解消」を位置付け、市街化区域内

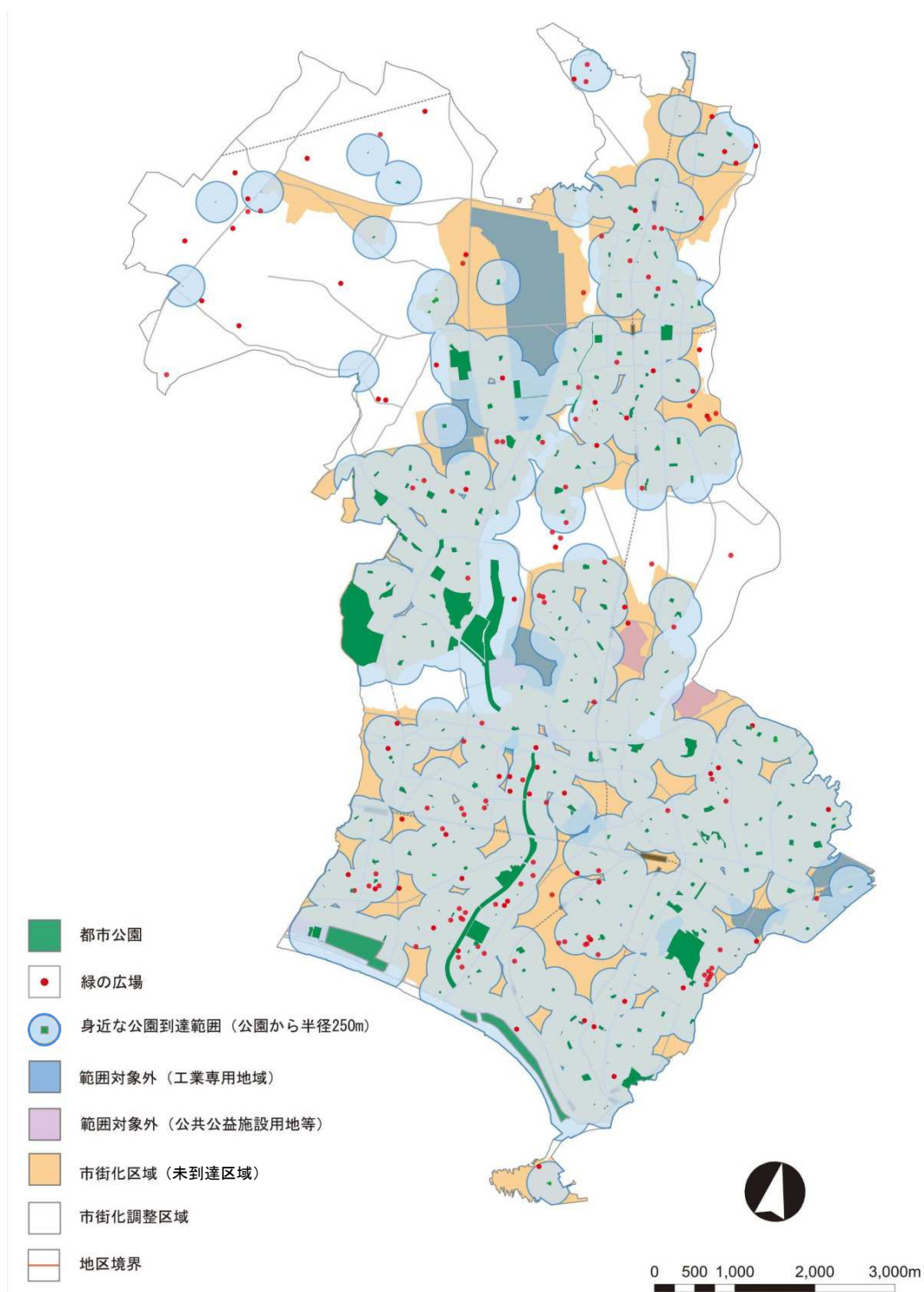
(工業専用地域を除く)において、居住地から半径 250m(徒歩 5 分程度)以内に都市公園が配置されていない区域(未到達区域)の解消をめざすものとしています。このため、見直しにあたっては、未到達区域の解消に寄与するよう、取組を進めます。(図-20)。

また、都市計画公園・緑地の一部が整備されている場合には、「整備済」区域で、当該都市計画公園・緑地に求められる機能を満たしているかを検証します。

表-16 必要性の検証において想定される主な評価項目(参考例)

検証項目	評価項目
必要性 (まちづくりとの整合)	求められる機能を整理して必要性が確認できるか
	土地利用転換が想定されるなど、まちづくりの方向性に変化があるか
	隣接する都市計画道路が廃止されるなど、周辺の都市計画が見直されており、本公園・緑地等の必要性が低下しているか
	道路の移設など、公園を取り巻く周辺市街地との整合を図る必要性があるか
	本公園を利活用した市街地再開発等のまちづくり計画があるか
	現状で整備された近隣の公園の誘致圏や分布状況から、見直し対象の公園の配置は適切か
	住民のニーズや社会経済情勢の変化において、まちづくりの方向性の転換はあるか
	公園や緑地に求められる機能の変化を、公園種別を変更することで解決できるか

【出典】都市計画公園・緑地見直しのガイドライン(神奈川県)をもとに作成



【出典】藤沢市緑の基本計画（一部修正）

※都市計画決定していない都市公園を含みます。

図-20 身近な公園への到達範囲図

(4) 実現性の検証

上位計画等に、各公園・緑地の整備を実施する根拠となる位置付けがあるか確認を行うとともに、周辺土地利用との整合を検証します（表-17）。

また、見直し対象の都市計画公園・緑地が財政事情により、整備の見通しが立たない場合などが想定されるため、近年の整備進捗状況及び財源の観点からも実現性を検証します（図-21）。

なお、財源の検証に当たっては、路線価等を基にした概算事業費を算出するものとします。当該都市計画公園・緑地の周辺にある都市公園や緑の広場等の存在により、整備優先度が低下し、未着手となっている場合は、整備優先度の観点からも実現性を検証します。

表-17 実現性の検証において想定される主な評価項目（参考例）

検証項目	評価項目
実現性 (まちづくりとの整合)	宅地化が進行して、用地取得費が膨大になるか
	見直し対象の区域を廃止した場合に想定される新たな土地利用形態が、現在の周辺環境を悪化させる可能性はあるか
	無秩序な市街地の連担防止など、都市の規制や誘導に寄与するか
	アクセス道路があるか
	区域内に斜面地があるなど、公園・緑地を整備する上での地形上の問題があるか

【出典】都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（神奈川県）をもとに作成

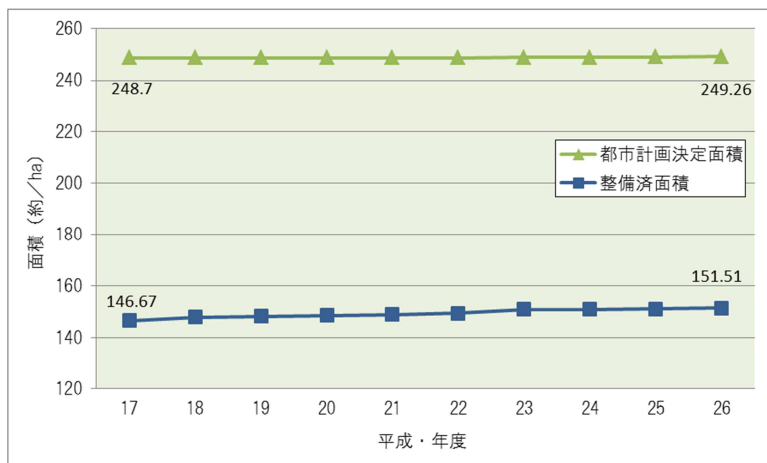


図-21 都市計画公園・緑地の整備進捗図（過去10年間）

※ この10年間で、約4.84haの都市計画公園・緑地を整備しており、これは1年当たり約0.48haの整備状況となります。この整備状況で推移した場合、残りの未着手（約24.53ha）・事業中（約17.33ha・整備を要しない区域を除く）区域を整備するのに、約90年かかる状況です。【(24.53ha+17.33ha) ÷ 0.48ha = 87.21】

(5)機能を代替する他の制度の検証

都市計画公園・緑地と類似機能を有すると考えられる地域制緑地や施設緑地及び本市条例等に基づく制度等を抽出した後、当該制度の担保性、機能性等を検証し、都市計画公園・緑地と同等の継続性を有するかの検証を行います（表-18、19）。

表-18 代替性の検証において想定される主な評価項目（参考例）

検証項目	評価項目
代替性	現在の都市計画公園・緑地の周辺や隣接する箇所と同規模程度の空地等があるなど、区域を変更できる場所があるか
	類似した機能をもつ代替可能な施設等が周辺に存在しているか
	代替可能な候補地が公園・緑地として都市計画決定できるか
	公園・緑地関係法令により継続性、担保性が確保されているか

【出典】都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（神奈川県）をもとに作成

表-19 想定される都市計画公園・緑地に類似する制度（参考例）

項目	土地の権原	機能				継続性担保性	代替の可能性
		防災	景観	環境保全	レク		
施設緑地	都市計画公園・緑地	官地	○	○	○	○	○
	都市公園・緑地	官地	○	○	○	○	○
	借地公園	民有地	○	○	○	○	×
	市民農園	民有地	○	△※2	○	○	×
	緑の広場	民有地・官地	○	△※2	△※2	△※2	△
	憩いの森	民有地・官地	○	○	○	△※2	△
地域制緑地等	特別緑地保全地区	民有地・官地	○	○	○		○
	生産緑地地区	民有地	○	△※2	○		×
	風致地区	民有地・官地		○	△※2		△
	保存樹林	民有地	○	○	○		△※1
	保安林	民有地・官地	○	○	○		△
その他	学校	民有地・官地	○			○	△※3
	寺社	民有地	○	○	○		△

【出典】都市計画公園・緑地見直しガイドライン（神奈川県）を参考に作成

【代替の可能性】○：可能性は高い △：条件次第では可能性あり ×：可能性は低い

※1 公園・緑地として都市計画決定するなど、継続性・担保性を確保した場合は、機能代替が可能と考えられます。

※2 地区や施設の状況により、一部機能が確保されていると考えられます。

※3 災害時の避難所として利用されることが多いことから、公立学校であれば代替可能と考えられます。

- ・都市計画公園・緑地は、長期的な継続性・担保性を有することが必要です。
- ・都市計画決定していない都市公園（借地公園を除く）や、特別緑地保全地区等は、実質的な継続性、担保性が関係法令により確保されているため、都市施設（公園・緑地）として、都市計画決定ができなかったとしても、原則、代替が可能であると考えられます。
- ・現状において、都市計画決定された公園・緑地と類似する機能を有する借地公園や生産緑地地区等は、代替できる可能性があるものの、長期的な継続性・担保性が強いとまではいえないことから、都市施設（公園・緑地）として都市計画決定を行うなどにより、担保性を確保する必要があると考えられます。

(6) 総合的判断の検証

見直し対象の都市計画公園・緑地が存する用途地域における建築物の建築の制限に比べて、都市計画法第53条に基づく制限（建築物の階数等）の方が著しく厳しい場合や地元要望などを勘案するものとします（表-20）。

表-20 代替性の検証において想定される主な評価項目（参考例）

検証項目	評価項目
総合的 判断	長期未着手都市計画公園・緑地の区域内の建築物は、圏域内の他の建築物に比べ、著しく制限がかかっている状況か

【出典】都市計画公園・緑地見直しのガイドライン（神奈川県）をもとに作成

※ 表-15～20の項目については、参考例のため、今後の具体的な検討の中で変更になる場合があります。

(7)見直し結果

①存続

存続とした長期未着手都市計画公園・緑地のうち、実現性の高いものについては、事業化に向けた調整を進めます。

事業化に時間を要する都市計画公園・緑地については、周辺地域の土地利用転換、社会経済情勢の変化及び事業化の動向等に応じ、適時適切に課題解決に係る検討を進めるとともに、長期に渡り建築制限がかかることを考慮し、説明責任が果たせるように努めるものとします。

特に、事業実施時期については、見直し作業完了後、整備プログラム等により、示していくことを検討します。

②変更

代替性の検証結果等に基づき、代替可能な候補地を都市計画公園・緑地に付け替える都市計画変更を適時適切に行います。

③廃止（一部廃止含む）

必要性の検証で当該都市計画公園・緑地の必要性が確認できない場合や、代替性の検証において代替先が都市公園法等の公園緑地関係法令により継続性・担保性が確保されている場合には、廃止の都市計画変更を行います。

また、代替先の適地が確認できないものの地域固有の特段の事情により、やむを得ず廃止する場合には、将来適地が生じた段階で、改めて代替先を都市計画決定することを上位計画等に位置付けた上で、当該都市計画公園・緑地を廃止するものとします。

(8)見直しのフロー

(1)から(7)までの内容をとりまとめたものが次のフローであり、見直しに当たっては、本フローを経るものとします（図-22）。

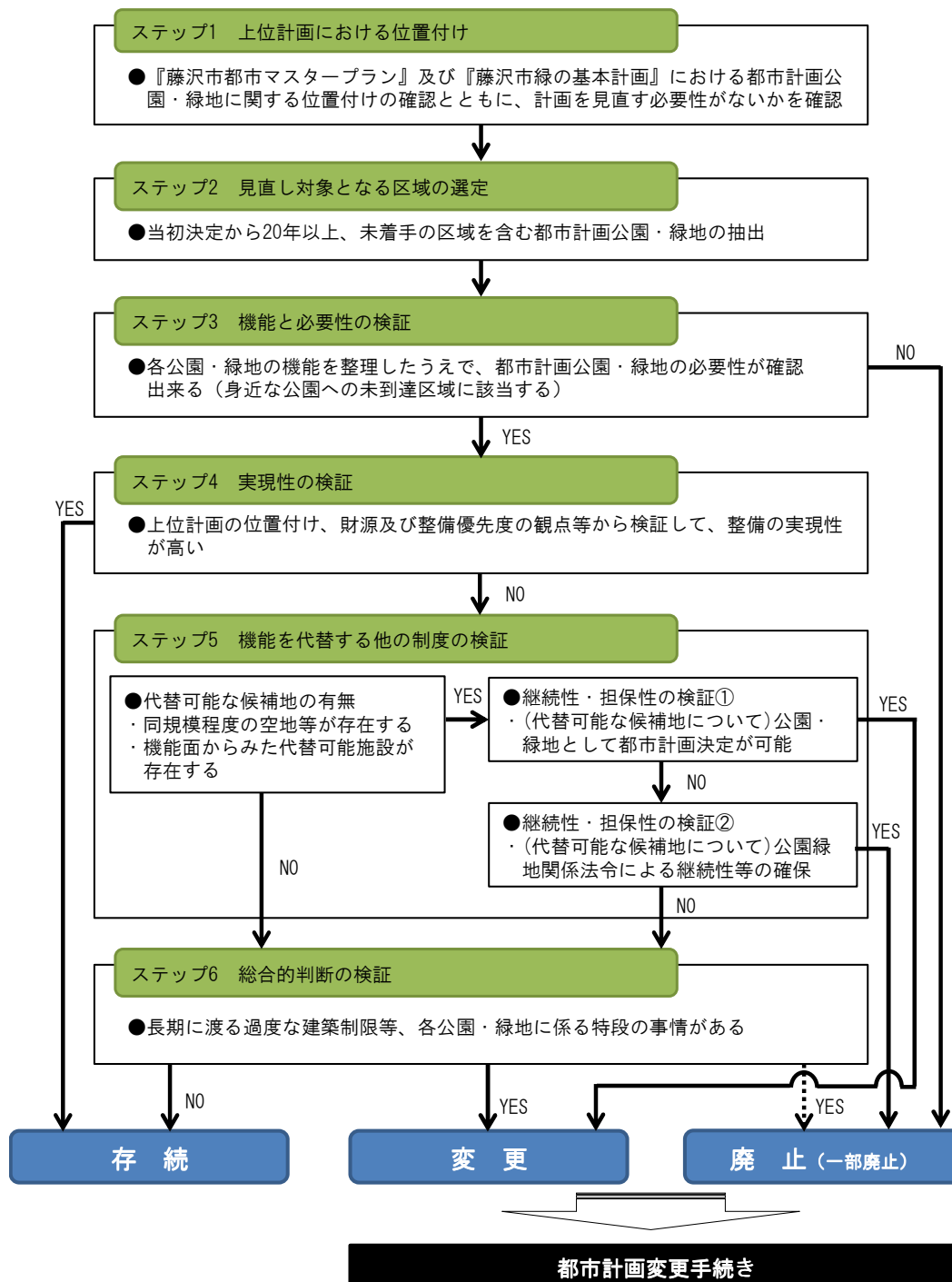


図-22 見直しフロー

(9)見直しを進める際の留意点

①市民意見の聴取

見直しに当たっては、市民の理解を得ながら取組を進めることが重要であるため、『基本的な考え方（素案）』及び今後、策定を進めていく『（仮称）藤沢市都市計画公園・緑地見直し方針（素案）』の段階で市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、市民等から広く意見を伺う機会を設けます。その後、市民意見に対する市の考え方を公表します。

②都市計画審議会への報告

見直しの取組に当たっては、進捗に合わせて、適宜、藤沢市都市計画審議会に報告等を行い、専門的な見地から助言をいただき、見直しの深度化を図るものとします。

また、各長期未着手都市計画公園・緑地の具体的な見直しにおいては、より専門的な見地による検討を数多く重ねる必要があると考えられるため、都市計画及び造園等に精通した学識経験者により構成される「専門部会」を都市計画審議会に設置することを検討します。

③藤沢市緑の基本計画における将来目標値との整合

本計画では、前述（Ⅱ-2-(1)）のとおり、将来に向けた最終目標として市民一人当たりの都市公園面積を11㎡としています。

この目標値は、将来的な人口推計を考慮していますが、本市では2030年（平成42年）に人口のピークを迎えた後もゆるやかな人口減少となっており、現状では急激な人口減少は見込まれていません。このため、目標値を達成するには、既決定の都市計画公園・緑地以外にも、新たな公園・緑地を積極的に整備していく必要があります。

一方で、都市計画公園・緑地の見直しを進めた結果、「廃止（一部廃止）」という方針になった場合は、当該都市計画公園・緑地を順次、廃止するための都市計画変更を行うこととなります。また、「変更」の場合にも代替先の地形地物等の状況によっては面積が減少する可能性があります。

これらをふまえる中、本市における公園・緑地全体の方針としては、今後も、都市計画公園・緑地をはじめ、様々な手法を用いて、将来目標を達成すべく、公園・緑地の整備を推進していく必要があることから、当該目標値にも配慮しながら、見直しの取組を進めていきます。

④次期見直し

今回の都市計画公園・緑地の見直しは、1957年（昭和32年）に現在の都市計画公園・緑地の多くが決定されて以降、長期間が経過する中で、社会経済情勢の変化等を踏まえて検証を行うものです。

都市計画は、概ね20年後の都市の姿を展望するなど、長期的な視点に立った計画であることを踏まえた中で、今後、社会経済情勢等の大きな変化があった場合には、必要に応じて、適時適切な見直しを行うものとします。

□都市計画運用指針

Ⅲ. 都市計画制度の運用にあたっての基本的考え方

Ⅲ-2 運用に当たっての基本的考え方

4. 適時適切な都市計画の見直し

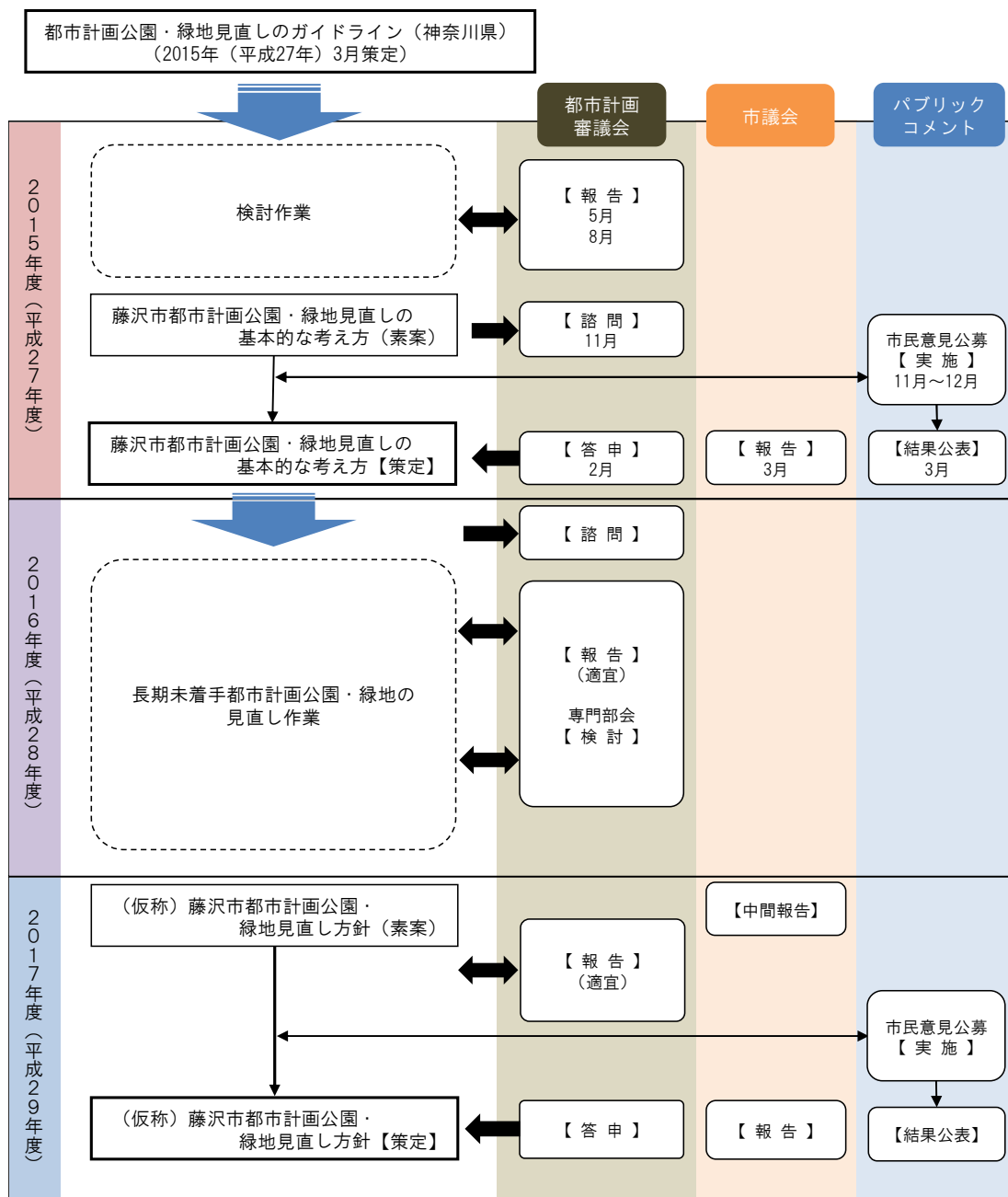
都市計画は、法第21条に変更に関する規定があるとおり、社会経済状況の変化に対応して変更が行われることが予定されている制度であり、法第6条第1項に規定する都市計画に関する基礎調査（以下「都市計画基礎調査」という。）の結果や社会経済状況の変化を踏まえて、変更の必要性が吟味されるべきものである。

しかし、一方で、都市計画施設の整備、市街地開発事業の実施、土地利用の規制・誘導を行って、目指すべき都市像を実現するためには、相当程度長期間を要することから、都市計画には一定の継続性、安定性も要請される。

したがって、都市計画の変更を検討するに当たっては、その都市計画の性格を十分に踏まえる必要があり、例えば、根幹的都市施設等継続性、安定性の要請が強いと考えられるものについては、その変更はより慎重に行われるべきである。これらの要請のバランスに留意しつつ、根幹的都市施設等継続性、安定性の要請が強いと考えられる都市計画についても、例えば、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、見直しのガイドラインを定めるとともに、これに基づき、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うことにより、その必要性の検証を行うことが望ましく、都市計画決定当時の計画決定の必要性を判断した状況が大きく変化した場合等においては、変更の理由を明確にした上で見直しを行うことが望ましい。

3 見直しの経過及び今後のスケジュール

都市計画公園・緑地の見直しは、関係機関等との調整を図りながら、概ね次のスケジュールで進めていきます（図-23）。



※見直しの作業状況等により、スケジュールに変更が生じる場合があります。

図-23 見直しの経過及び今後のスケジュール